

議案第 5 2 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 4 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表危機管理室の項の次に次のように加える。

広報室

- (1) 広報及び広聴並びに市民参加に関する事項
- (2) 政策及び重要施策の情報発信に関する事項
- (3) 秘書に関する事項

第 2 条の表企画部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、同表経済部の項中第 4 号を削り、同項の次に次のように加える。

観光部

- (1) 観光に関する政策の総合的な推進に関する事項
- (2) 観光資源に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市川市名誉市民条例の一部改正)

2 市川市名誉市民条例（昭和63年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「企画部」を「広報室」に改める。

理 由

広報機能及び広聴機能を強化するとともに、観光に関する政策を総合的に推進するほか、効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。